



令和8年9月11日
岡山市人事委員会

令和8年度 岡山市職員採用選考試験受験案内〔11月実施〕 【技能労務職員（環境整備員等、用務員）】

◆ 募集試験区分 ◆

【技能労務職員】 環境整備員等、用務員

※試験区分「給食調理員」は、別の受験案内をご覧ください。

受付期間	令和8年9月11日（金）～ 10月15日（木）
申込方法	電子申請
第1次試験日	令和8年10月30日（金）～ 11月16日（月）

岡山市の求める人材『環境の変化に対応し、市民のために自ら行動する職員』

・責任と使命感をもって積極的に行動ができる人

・幅広い視野をもち、主体的にチャレンジできる人

・明るく前向きで魅力あふれる人

・市民に信頼される、倫理意識や人間力の高い人

〔試験の特徴〕

- 第1次試験は、特別な公務員試験対策が不要な「能力試験」を実施します。
- 第1次試験は、テストセンター方式で実施します。受験方法等の詳細は「7 第1次試験受験にあたっての注意事項」をご覧ください。
- 体力試験は、第2次試験で実施します。評価結果については、合格者の決定の際に他の試験と総合します。

〔注意事項〕

- ◇ 自然災害や感染症をめぐる状況等により、試験日程等を変更する場合があります。受験案内に記載されている内容が変更となる場合は、人事委員会のホームページ等でお知らせします。

＜問い合わせ先＞ 岡山市人事委員会事務局

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

T E L : 086-803-1554（直通）

M A I L : saiyou_jinjiinkai@city.okayama.jp

＜採用試験等の情報はここから＞



人事委員会実施分
岡山市職員採用サイト



岡山市人事委員会
公式 Instagram

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	職務内容
環境整備員等 (M)	7 人程度	一般廃棄物の収集、道路の維持・補修等の業務
用務員 (N)	2 人程度	施設における用務員業務

【重要】

- 岡山市人事委員会が〔1 1 月実施〕する他試験区分（障害者を対象とした岡山市職員採用選考試験を除く。）を併願することはできません。
- この試験の最終合格者は、最終合格者発表後、令和 8 年度に岡山市人事委員会が実施する他試験区分を受験できません。

2 受験資格

次の（１）から（４）までを満たす人

（１）試験区分の受験資格Ⅰ〔年齢〕

試験区分	受験資格〔年齢〕
環境整備員等	昭和 62 年 4 月 2 日から平成 21 年 4 月 1 日までに生まれた人 (学歴は問いません。)
用務員	

（２）試験区分の受験資格Ⅱ〔免許・資格等〕

試験区分	受験資格〔免許・資格等〕
環境整備員等	普通自動車運転免許を取得している人、又は令和 9 年 3 月 31 日までに取得見込みの人
用務員	免許・資格等は問いません。

（３）次のいずれかに該当する人、又は令和 9 年 3 月 31 日までに該当見込みの人

- ① 日本国籍を有する人
 - ② 出入国管理及び難民認定法による永住者
 - ③ 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法による特別永住者
- ※日本国籍を有しない方については、受験資格以外に職員として採用されるにあたっての注意事項があります。8 ページの「11 日本国籍を有しない職員の担当職務について」も必ず確認してください。

（４）次のいずれにも該当しない人

- ① 地方公務員法第 16 条の規定により、地方公務員となることができない人
 - ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
 - イ 岡山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない人
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ② 平成 11 年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告（心神耗弱を原因とするもの以外）を受けている人

〔重要〕

- 令和8年度に岡山市人事委員会が実施した試験の最終合格者は、この試験を受験できません。

3 試験及び合格者発表の日時・場所

試験段階	日 時	場 所	備 考
第1次試験	令和8年10月30日（金）～ 11月16日（月）のうち、 受験者が選択する日	全国に設置されるテストセンター のうち、受験者が選択した会場	詳細は、「7 第1 次試験受験にあたっ ての注意事項」をご 覧ください。
第1次試験 合格者発表	令和8年11月26日（木）	岡山市役所本庁舎公告式掲示場、 人事委員会ホームページ	試験結果の郵便によ る通知は行いません。
第2次試験	令和9年1月上旬～中旬	日時及び場所は人事委員会ホーム ページでお知らせします。	
最終合格者発表	令和9年1月中旬～下旬	岡山市役所本庁舎公告式掲示場、 人事委員会ホームページ	合格者のみに郵便で 通知します。

〔重要〕

- 第1次試験合格者は、人事委員会ホームページに掲載予定の第2次試験のお知らせで指定する期日までに、最終学歴等の「卒業・修了（見込）証明書」、「成績証明書」を提出していただきます。
- 環境整備員等の第1次試験合格者は、人事委員会ホームページに掲載予定の第2次試験のお知らせで指定する期日までに、「運転記録証明書」を提出していただきます（費用は受験者負担）。

4 試験の方法・内容等

試験の方法・配点			試験の内容・出題分野	
第1次試験 (100点)	能力試験 (100点)	択一式 60分	〔テストセンター方式〕文章読解能力、数的能力、論理的 思考能力、人文・社会、自然に関する一般知識、基礎英語	
	適性検査	択一式 約35分	〔テストセンター方式〕 職務遂行に必要な適性についての検査を行います。	
第2次試験 (400点)	エントリー シート	論述式	自己PR等 【入力フォーム公開日時】 令和8年11月26日（木）午前9時 【提出期限】 令和8年12月10日（木）正午 （提出方法等は、10月29日（木）までに送信する「受験 番号票交付のお知らせ」メールでお知らせします。）	
	体力試験		筋力、敏捷性、持久力等を評価するための種目（握力、ポ リタンクあげ、反復横とび）	
	口述試験 (400点)		個別面接	主として人物、識見、職務適性、対人関係 能力等を評価します。

〔 注意 〕

- ・ 適性検査の結果については、口述試験の参考とします。
- ・ エントリーシートは口述試験で使用し、採点しません。
- ・ 体力試験の詳細については、第1次試験合格者へ、人事委員会ホームページでお知らせします。
- ・ 体力試験の評定結果については、合格者の決定の際に他の試験と総合します。

〔 重要 〕

- 身体等の事情により受験の際に特に配慮の必要な人（例：車椅子や補聴器などの福祉用具等を使用する人など）は、試験会場等の準備に必要なため、電子申請の該当欄にその旨を、事情を含めて入力してください。
- 第1次試験の能力試験及び適性検査は必ず全て受験してください。

5 合格者の決定

試験段階	決定方法
第1次試験	第1次試験の結果により決定します。
第2次試験	第2次試験の結果により決定します。第1次試験の結果は反映しません。

〔 重要 〕

- 各試験段階におけるそれぞれの試験科目において一定基準に達しないものがある場合は、他の成績に関わらず不合格となります。
- 試験を棄権した人（試験の一部でも受験していない人）は、辞退したものとみなします。

6 試験成績の開示

この採用選考試験の各試験段階で合格されなかった場合は、当該試験段階における本人の成績（順位と得点）についての開示を請求することができます。ただし、試験を棄権した人（試験の一部でも受験していない人）には成績を開示することはできません。また、合格者の成績は開示できません。

受験者本人が、本人であることを証明する書類（マイナンバーカードなど）を持って、開庁時間中に直接人事委員会事務局へ来て開示を請求してください。請求は各試験の合格者発表を行った日からできます。請求できる期間は合格者発表の日の翌日から起算して30日目までです。ただし、最終日が閉庁日の場合は、次の開庁日までとなります。

7 第1次試験受験にあたっての注意事項

- ① 第1次試験はテストセンター方式で実施します。テストセンター方式とは、人事委員会が指定する第1次試験期間のうち、各受験者が都合に合わせてテストセンター会場の予約を行い、受験していただく方式です。※第1次試験受験までの手続についてはフロー図（P.7）を参照してください。
- ② テストセンター受験予約の際にメールアドレス及びインターネット環境が必要です。
- ③ パソコン、タブレット端末、スマートフォンから受験申込みをしてください。（携帯電話（フィーチャーフォン）による受験申込みはしないでください。第1次試験受験の手続ができない可能性があります。）

- ④ 受験申込みの際には、ご自身の顔写真データをアップロードしていただく作業があります。スマートフォン等で、ご自身の写真を撮っていただき、電子申請サービスの指示に従い、写真をアップロードしてください。(P.6 参照)
- ⑤ テストセンター会場は、混みあうことが予想されますので、10月29日(木)までに送信する「能力試験及び適性検査受験のお知らせ」メールの受信後、速やかに予約手続を行ってください。
- ⑥ 予約したテストセンター会場へは、「能力試験及び適性検査受験のお知らせ」メールで指定された物を持参してください。
- ⑦ 予約したテストセンター会場で受験する際は、必ず各テストセンター会場の係員の指示に従ってください。
- ⑧ 試験実施に関し、緊急にお知らせする事項がある場合は、人事委員会のホームページに掲載します。

8 合格から採用まで

- ① 最終合格者は、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載されます。この名簿は、確定の日から1年間有効です。採用時期は、原則として令和9年4月1日以降必要に応じて採用されますが、状況により本人の同意を得て、それ以前にも随時採用される場合があります。採用時の職については、環境整備員、作業技師、用務技士又はこれに相当する職での採用となります。
- ② 合格者発表後、受験資格がないこと又は申込内容が正しくないことが判明した場合、合格を取り消すことがあります。
- ③ 【用務員の受験者の方へ】令和8年12月25日に施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」に基づき、教員等又は教育保育等従事者としての業務に従事するに当たっては、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となり、確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが判明した場合は、採用されません。このため、あらかじめ、採用までの過程において、申込書や誓約書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認します。8ページの「よくある質問(Q&A)」のQ5も参照してください。
- ④ 地方公務員法第22条の規定に基づき、採用は全て条件付のものとし、採用後6か月間を良好な成績で勤務したときに正式のものとなります。

9 給与・勤務条件等

(1) 給与

初任給(地域手当を含む。)は、採用者の経歴等を勘案して決定されます。高校卒業見込みで受験した人の場合、令和8年4月1日現在で約213,000円です。給与のほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当(4.65か月)等が支給されます。ただし、今後の給与改定等の状況によっては、支給額が増減することがあります。

(2) 休暇等

年次有給休暇は1年度に20日付与されます。このほか特別休暇(結婚・出産・忌引等)、病気休暇、育児休業、介護休暇等があります。また、育児・介護等のための制度として、早出遅出勤務制度、育児短時間勤務制度等があります。

(3) 採用後の任用

採用時には、応募された職に就いていただきますが、採用後は必要に応じて他の職(技能労務職以外の職を含む。)に任用する場合があります。

(4) その他

給与、勤務条件、昇任、仕事内容などについては、人事委員会のホームページも併せてご覧ください。

10 受験申込手続

申 込 期 限	令和8年10月15日（木）
申 込 方 法	電子メールアドレスを利用できる環境が必要です。人事委員会の受験申込みのホームページから手続方法等を確認のうえ、「岡山市電子申請サービス」から申し込んでください。 ＜受験申込みの手続方法等＞ https://www.city.okayama.jp/saiyou/0000077966.html#link-mousikomi  ＜岡山市電子申請サービス＞ https://apply.e-tumo.jp/city-okayama-okayama-u/offer/offerList_initDisplay.action 
特 記 事 項	- 登録したメールアドレスは、受験のために必要な連絡を行う際に使用します。受験期間中に変更予定のないメールアドレスを登録してください。メールアドレスの登録誤りやメールシステムの設定不備、各受験者の通信障害等により受験ができなかった場合、本市では一切責任を負いません。 - 電子申請は、システム管理等のため、一時的に使用できない場合がありますので、余裕をもって手続を行ってください。使用されるパソコン等のトラブルにより申込みができなかった場合については、一切責任を負いません。

〔 注 意 〕

- ・ 受験資格が確認できない申込みについては、受け付けることができませんのでご注意ください。
- ・ 「岡山市電子申請サービス」の利用者登録だけでは、受験申込みは完了していません。利用者登録後に、申込内容（学歴ほか）を入力・送信し、必ず「申込完了通知」メールの受信を確認してください。

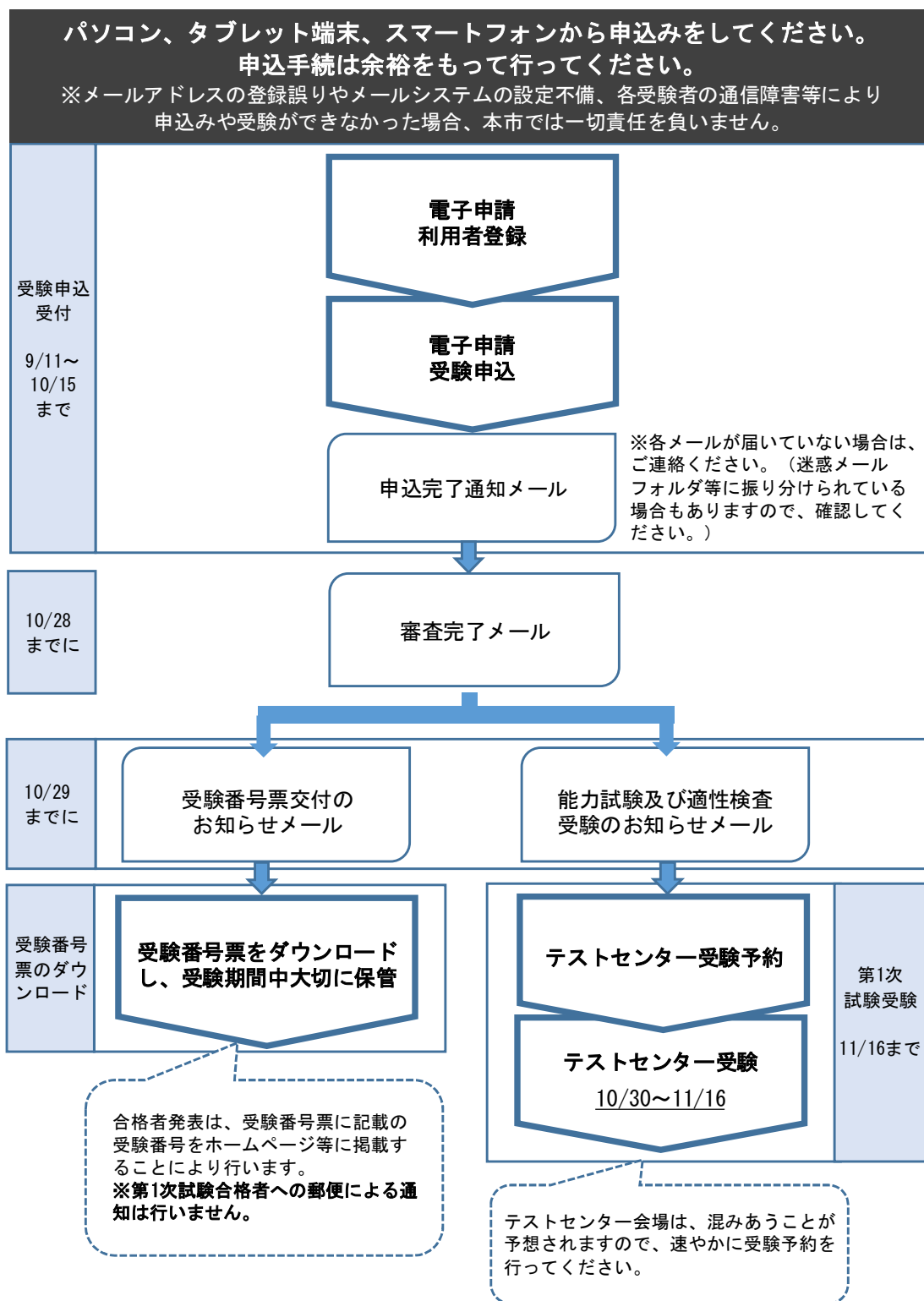
〔 重 要 〕

- 受験申込みで取得した個人情報、人事委員会が実施する試験にのみ使用します。ただし、受験に際して取得した最終合格者の個人情報については、任命権者における採用手続及び人事管理上の基礎資料として使用します。また、採用までの間、人事委員会及び任命権者から連絡をする際にも使用します。
- 試験の過程で提出された書類等については、返却しませんのでご了承ください。

・・・・・・・・・・ 電子申請 顔写真アップロードの注意点 ・・・・・・・・・・

- ① 最近6か月以内に撮影した顔写真（上半身正面向き、脱帽、マスク未着用）のデータをアップロードしてください。なお、バランスよく上半身がフレームに収まっている顔写真を使用してください。極端に小さい、顔の部分しか写っていない、画像が粗い等の場合、修正をお願いすることがあります。
- ② アップロードすることのできるファイル形式は、「.jpeg」、「.jpg」、「.png」のみとなります。その他のファイル形式の画像はアップロードできませんので、ご注意ください。
- ③ ファイルの推奨サイズは、縦 560 ピクセル、横 420 ピクセル、縦横比 4×3 の比率です。
- ④ ファイル名は、本人氏名（全角漢字）としてください。また、ファイル名に「.（ドット）」は使用しないでください。（拡張子のドットは除きます。）
- ⑤ 一部のスマートフォンからは、アップロードできない場合があります。その場合は、パソコンなどからアクセスし、ファイルをアップロードしてください。
- ⑥ 締切日（10月15日）は、回線が混み合うことが予想されますので、お早めに顔写真のアップロードをお願いします。

第1次試験（能力試験及び適性検査）受験までのフロー図（電子申請）



〔 注意 〕

- ・ 期日（11/16）までにテストセンター会場での受験がない場合は、受験を辞退したものとみなします。
- ・ 申込書の提出は不要です。なお、岡山市電子申請サービスに登録されたメールアドレス宛に、10月29日（木）までに「受験番号票交付のお知らせ」メールを送信しますので、受験番号票をダウンロードして、受験期間中大切に保管してください。
- ・ 合格者発表は、受験番号票に記載の受験番号を、ホームページ等に掲載することにより行います。

11 日本国籍を有しない職員の担当職務について

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員については、日本国籍を必要とする」という「公務員に関する基本原則」に基づき、本市では日本国籍を有しない職員の職務には、次のような制限があります。

- ① 「公権力の行使にあたる業務」には従事できません。「公権力の行使にあたる業務」とは、概ね次のとおりです。
 - ア 市民の権利や自由を一方的に制限する内容を含む業務
 - イ 市民に義務や負担を一方的に課す内容を含む業務
 - ウ 市民に対して強制力をもって執行する業務
 - エ その他公権力の行使に該当する業務
- ② 「公の意思形成に参画する職」には従事できません。「公の意思形成に参画する職」とは、行政施策の企画立案、予算の編成等施策的判断を伴う事務について決定権限を有する職が該当します。
- ③ 昇任について、「公務員に関する基本原則」に反しない範囲において昇任することができます。

よくある質問（Q & A）

Q 1 電子申請ができる環境がありません。

⇒A 1 申込手续はご自身のパソコンでなくても、インターネット環境が整っていれば可能です。

電子申請による申込みができない方は、郵送による申込みができます。申込書の入手方法をお知らせしますので、10月1日（木）午後5時までに人事委員会事務局へ電話でお問い合わせください。指定した期日までにお問い合わせがない場合、郵送による申込みができないことがあります。

＜問い合わせ先＞岡山市人事委員会事務局任用係 TEL：086-803-1554

Q 2 電子申請での申込みが完了しているか不安です。

⇒A 2 岡山市電子申請サービスの「申込内容照会」の「処理状況」で確認できます。操作方法については、ヘルプを参照ください。なお、申込みが完了した際には、登録したメールアドレスに「申込完了通知」メールが送信されます。

Q 3 保存年限の経過によって、最終学歴の学校から成績証明書が発行できないと言われました。

⇒A 3 成績証明書に代わる書類として「単位取得（修得）証明書」を提出してください。なお、単位取得（修得）証明書の発行もできない場合は、人事委員会事務局へ電話でお問い合わせください。

Q 4 過去の受験者数、合格者数を教えてください。

⇒A 4 過去の採用試験情報をホームページで公表していますのでご確認ください。

Q 5 5ページの「8 合格から採用まで」③の犯罪事実確認とは何ですか。

⇒A 5 令和8年12月25日に施行予定の「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」第4条第1項の犯罪事実確認のことで、本市の用務員としての業務に従事するに当たっては、同確認が必要となり、従事者から国に対して戸籍等の提出を行う必要があります。同法の詳細についてはこども家庭庁ウェブサイトをご覧ください。

(<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>)